

都市ガスハッピープラン料金表（北日本ガス地区） 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>5. 単位料金の調整</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トンあたり)</p> <p>66,600 円</p> <p>②平均原料価格(トンあたり)</p> <p>別表第 1 の(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)およびトンあたり LPG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p><u>ただし、その金額が 106,560 円以上となった場合は、106,560 円といたします。</u></p>	<p>5. 単位料金の調整</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>①基準平均原料価格(トンあたり)</p> <p>66,600 円</p> <p>②平均原料価格(トンあたり)</p> <p>別表第 1 の(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)およびトンあたり LPG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p><u>(削除)</u></p>
旧	新
<p>付則</p> <p>1.実施の期日</p> <p>この料金表は令和元年 10 月 1 日から実施いたします。</p> <p>2.この料金表の実施に伴う切り替え措置</p> <p><u>この料金表の前日に現に料金表の都市ガスハッピープラン（北日本ガス地区）－（平成 29 年 7 月 1 日実施）の契約が成立している場合には、以下の通り扱います。</u></p> <p><u>(1)令和元年 10 月 1 日以降、ガス小売供給約款およびこの料金表をあわせて適用します。</u></p> <p><u>(2)当社は、令和元年 9 月 30 日以前から継続して供給し、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までに検針等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、消費税率 8 パーセントとし、本料金表の変更前の都市ガスハッピープラン（北日本ガス地区）－（平成 29 年 7 月 1 日実施）に定める料金表により算定いたします。</u></p>	<p>付則</p> <p>1.実施の期日</p> <p>この料金表は 2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p> <p>2.この料金表の実施に伴う切り替え措置</p> <p><u>2022 年 10 月 31 日以前から供給契約が継続し、2022 年 11 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における平均原料価格については、5（単位料金の調整）(2)②にかかわらず、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>平均原料価格（トンあたり）</u></p> <p><u>別表第 1 の(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)およびトンあたり LPG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 106,560 円以上となった場合は、106,560 円といたします。</u></p>